財　産　管　理　台　帳

事業実施者名：

|  |  |
| --- | --- |
| 事業実施年度 | 年度 |
| 助 成 事 業 名 | 文化の薫り高いかごしま形成事業 |
| 区　　　　　分 |  |
| 財 　産　 名 |  |
| 規　　　　　格 |  |
| 数　　　　　量 |  |
| 単　　　　　価 | 円 |
| 金　　　　　額 | 円 |
| 取 得 年 月 日 | 年　　月　　日 |
| 保管場所 |  |
| 耐用年数 | 年 |
| 処分制限年月日 | 年　　月　　日 |
| 処分承認年月日 |  |
| 処分の内容 |  |
| 摘　　　　　要 |  |
| 備　　　　　考 |  |

（注）１　対象となる財産は，文化の薫り高いかごしま形成事業助成金交付要綱第５条の規定に基づくもので取得金額が５万円以上のもの及び債券とする。

　　　２　区分は，減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15条）の別表第１

　　　　から第６の「構造又は用途」等を記載すること。

　　　３　同一規格，同一単価の場合は一括で記載し，それ以外の場合は別様に記載すること。

４　処分制限年月日は，処分制限の終期を記載すること。

　　　５　処分の内容は，譲渡，交換，貸付等別に記載すること。

　　　６　摘要には，譲渡先，交換先，貸付先等を記載すること。